

次期新潟広域都市圏ビジョンの策定について

1. 策定方針

- ・現在の新潟広域都市圏ビジョンは平成 29 年 3 月に策定し、取組期間は、平成 29 年度から令和 3 年（平成 33 年）度までの 5 年間として規定している。
- ・次年度より新潟広域都市圏に加茂市が加わることや、多くの各市町村が次期地方版総合戦略を今年度中に策定し公表する予定であるなど状況の変化を踏まえ、令和 2 年度（平成 32 年度）中に次期新潟広域都市圏ビジョンを策定して、令和 3 年度より新たな広域都市圏ビジョンに基づく取組を行うこととする。
- ・上記の方針に関連し、ビジョンの取組期間は、令和 3 年度までとなっているが、当面の目標（成果指標）が令和元年度までとなっていることから、次期新潟広域都市圏ビジョン策定までの 1 年間については、現在の目標を単純延長することとする。
- ・なお、次期新潟広域都市圏ビジョン策定のなかで成果指標のあり方についても検討を行う。

2. スケジュール（案）

	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5 (H35)	R6 (H36)	R7 (H37)
都市圏 ビジョン			現在の都市圏ビジョン				令和 3 年度より、次期都市圏 ビジョンに基づく取組を開始				
							次期都市圏ビジョン				
成果 指標			1 年単純延長				次期都市圏ビジョン				
【参考】 地方版 総合戦略						次期地方版総合戦略 (上記スケジュール以外の市町村あり)					